

ヘリコプタ甲板の標示及び消火装置に関する事項

改正要領

鋼船規則検査要領 R 編

改正事項

ヘリコプタ甲板の標示及び消火装置に関する事項

改正理由

鋼船規則 R 編 18 章では、船舶に設置されるヘリコプタ施設の消火装置等について規定している。また、同検査要領では、ヘリコプタ甲板の具体的な標示例を、International Chamber of Shipping (ICS) が発行する“Guide to Helicopter/Ship Operations, 3rd Edition”に基づき、参考として記載していた。

今般、Guide to Ship/Helicopter Operations が 4th Edition として改訂され、ヘリコプタ甲板の標示及び消火装置に関する内容が変更されたため、これに合わせ関連規定を改めた。

併せて、同検査要領に定めるヘリコプタ甲板に使用される泡放射装置の射程能力に関する規定において、固定式泡放射装置に加え、持運び式泡放射装置も使用できることを明確化するよう関連規定を改めた。

改正内容

- (1) ヘリコプタ甲板の標示例を改めた。
- (2) ヘリコプタ甲板の消火範囲を「クリアゾーン」から「飛行区域」に改めた。
- (3) ヘリコプタ甲板の泡放射装置として、持運び式泡放射装置も認められることを明確化した。